

平成 24 年 1 月 19 日

国土交通省

国及び被災自治体における「震災復興祈念公園」等の位置づけ

(1) 国の方針

「復興への提言」(H23.6.25 東日本大震災復興構想会議)

- ・『失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する』(復興 7 原則の一つ)
- ・災害の記録と伝承として、『地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓について、中核的な施設を整備した上で、地方公共団体や大学など地元との十分な連携を図り、さらに官民コンソーシアムを活用した保存・公開体制をつくり出すべきである』『この大震災を忘れないためにも、多くの人々が参加し、地元発意のもと、地域特性に応じた樹種を選定して、「鎮魂の森」を整備することが望まれる』とされている

「東日本大震災からの復興の基本方針」(H23.7.29 東日本大震災復興対策本部)

- ・震災に関する学術調査、災害の記録と伝承の一環として、『地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。』としている

(2) 被災地の復興計画

「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画」(H23.8.11 岩手県)

- ・故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくりとして、『東日本大震災津波の犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上等を「防災文化」として醸成し継承していくため、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等を整備』としている

「宮城県震災復興計画」(H23.10.19 宮城県)

- ・被災した海岸林の再生を図るとともに、地盤沈下などのため復旧が著しく困難である農地等については、国が土地を買い上げ、バッファゾーンとなる緑地・国営公園（「(仮称)千年希望の杜国営公園」）などとしての整備を促進します。
- ・災害に強い県土・国土づくりの推進として、『今回の大震災及び津波災害についての記録・研究・研修・学習を目的とし、最先端の震災・津波研究を行う「(仮称)震災・津波博物館」を中核とした「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備を国に提言するとともに、市町村が設置する復興祈念施設の整備を支援します』としている

「福島県復興計画（第1次）」(H23.12.28 福島県)

- ・地震・津波被害地域における持続可能なまちづくり・地域づくりとして、『東日本大震災の記憶を未来に語り継ぐとともに地域の防災拠点としての役割を担うメモリアル公園の検討を行う。』としている

(3) 被災自治体の御要望

「東日本大震災津波に関する要望書」(H23.9.25 岩手県知事)

- ・復興事業としての社会資本整備等の促進として、『震災の記憶を未来に語り継ぎ、復興まちづくりと一体となって地域の防災拠点としての機能を有するメモリアル公園等を国営公園として整備すること』としている

「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」(H23.10.5 宮城県知事)

- ・重点要望項目として、『防災・減災，憩い・レクリエーション，追悼等を目的として，今回の大震災を後世に伝える「(仮称)震災・津波博物館」を中核施設に，「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」として，総合的に整備することを願います』としている

※このほか、下記被災自治体からも、国において震災復興祈念公園を整備するよう、御要望がなされているところ

- ・陸前高田市、気仙沼市、南三陸町、岩沼市 等